

事業承継資金チェックリスト

①融資対象チェック欄

- 事業承継契約が平成28年4月1日以降に締結されている。
- 事業承継契約締結日の前後5年以内に融資実行される予定である。
- 被承継者の本店等の事業所が静岡県内にあり、同一事業を1年以上営んでいる。
※承継者に関する要件はありません。

②資金使途チェック欄

- 事業承継契約等に係る経費
(M&Aの仲介手数料、買収監査費用等)
- 株式・事業資産等の取得に係る経費
(事業用不動産の買取り、株式取得費等)
- 事業承継計画を実行するための運転資金
(役員退職金、代わりにより新たに発生する仕入資金等)
- 事業承継計画を実行するための設備資金
(先代では抑えられていた設備投資に係る資金等)
- 既借入金の借換資金 ※事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証を付す場合に限る
(経営者保証を解除するための借換資金)

③提出書類チェック欄

共通事項

【必須事項】

- 静岡県中小企業向け制度融資制度資金申込書 (様式第1号)
- 事業承継計画書 (様式第19号) 決算書 直近2年分
(貸借、損益、(販管費、製造原価報告書を含む)、株主資本、個別注記)
※ 税務申告書のすべての写しを添付する必要はありません

【事業承継の認定(いずれかの書類必須)】

- 都道府県知事の認定書(写し) ※経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定
- 事業承継支援証明書 (様式第20号)
※事業承継・引継ぎ支援センターまたは金融機関などの認定経営革新等支援機関の証明

【株式を取得する場合】

- 株主名簿(科目明細該当部分でも可) 被承継者の登記簿謄本の写し
- 株式譲渡に係る基本合意書・契約書(案) 株式譲渡金額の積算資料(評価資料等)

【設備を取得する場合】

- 見積書

【既借入金の借換を行う場合】

- ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

【保証協会の保証を付ける場合】

- 協会が定める書類
- 信用保証協会事前内諾書 (事前内諾を受けた場合のみ)

【保証協会の保証を付けない場合】 ※ 発行後6ヶ月以内までの書類を提出してください。

- 商業登記簿謄本の写し ※オンライン謄本可
- 納税証明書 (原本) ※裏面の「納税証明書発行場所」参照。最新の決算期が記載があるもの。

【必要な許認可がある場合】

- 許認可書の写し

事業承継資金チェックリスト

④融資条件チェック欄

- 融資限度額 : 2.8億円以内
- 融資期間 : 10年以内
- 措置期間 : 1年以内
- 償還方法 : 元金均等月賦償還 または 元利金等月賦償還
- 資本金等 : 被承継者が、下記表の資本金及び従業員数のいずれかを満たしている

申請者 業種	業種	資本金	従業員数
	製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下
	協同組合等（事業協同組合・農協等、協業組合、商工組合・商店街・酒造など）	—	—

- 金利等 : 下記表の基準を満たしている
(**固定金利**のみ)

基準金利	2.07%以内	※融資利率以上の利子補給率を設定することはできません。 例 基準金利 0.80%の場合 ○正：融資利率:0.4% 利子補給率:0.4% ×誤：融資利率:0.33% 利子補給率:0.47%
融資利率	1.6%以内	
利子補給率	0.47%以内	

納税証明書(静岡県)発行場所

※「静岡県」の事務所になります。

事務所名	住所	連絡先
下田財務事務所	下田市中531-1 下田総合庁舎3階	0558-24-2012
熱海財務事務所	熱海市水口町13-15 热海総合庁舎3階	0557-82-9056
沼津財務事務所	沼津市高島本町1-3 東部総合庁舎5階	055-920-2013
富士財務事務所	富士市本市場441-1 富士総合庁舎3階	0545-65-2112
静岡財務事務所	静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎3階	054-286-9112
藤枝財務事務所	藤枝市瀬戸新屋362-1 藤枝総合庁舎1階	054-644-9116
磐田財務事務所	磐田市見付3599-4 中遠総合庁舎2階	0538-37-2206
浜松財務事務所	浜松市中央区中央1-12-1 浜松総合庁舎1階、2階	053-458-7123